

平成21年3月5日

各位

八戸市財政部管財契約課

単品スライド条項の減額となる場合の運用について

工事請負契約約款第25条第5項の規定（単品スライド条項）の減額となる場合の運用について、下記のとおり適用することとしました。

記

1. 適用日

平成21年3月5日

2. 適用対象となる工事材料

鋼材類（H形鋼、異形棒鋼等）

燃料油（ガソリン、軽油等）

アスファルト類（アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等）

その他の材料

3. 適用対象となる工事

以下の（1）～（3）の全てに該当する八戸市発注の工事。

（1）適用日時時点で施工中である工事、または適用日以降に発注する工事

（2）各品目ごとの変動額の合計が、請負代金額の1%を超える工事

（3）原則として、請負代金額の変更請求から2ヶ月以上の残工期がある工事

注 請負代金額の変更請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分は適用対象から除く。

部分払のための出来形検査完了後に当該出来形部分について単品スライド条項の適用対象とする旨を通知した工事部分は適用対象となる。

4. 単品スライド額の算定方法

対象材料の設計時点の実勢価格から、搬入（購入）月の実勢価格を差し引いた金額に適用対象となる設計数量を乗じた変動額を算出し、その変動額から請負代金額の1%を差し引いた金額を減額分のスライド額とする。

$$\text{スライド額} = \{ (\text{設計時点での実勢価格} - \text{搬入（購入）月の実勢価格}) \times \text{対象数量} \} - \text{スライド前の請負代金額の1\%相当額}$$

対象材料の搬入（購入）月は、計画工程表等の発注者（八戸市）の有する情報に基づき判断するものとし、請負人が異議を申し立てた場合に限り、証明書類等の請求ができることとする。

5. 請負代金額の変更手続き

単品スライドに係る請負代金額の変更請求は、発注者である八戸市が請負人に対して工期末の2ヶ月前までに行うものとする。

減額の運用基準等は、八戸市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】八戸市財政部管財契約課 電話 0178 - 43 - 2111 内線 723、172